

令和7年6月定例会 経済委員会（付託）

令和7年6月23日（月）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

出席委員

委員長 沢本 勝彦
 副委員長 重清 佳之
 委員 岡田 理絵
 委員 井村 保裕
 委員 寺井 正邇
 委員 北島 一人
 委員 仁木 啓人
 委員 岸本 淳志
 委員 古川 広志
 委員 岡田 晋

議会事務局

議事課副課長 山田久美子
 議事課課長補佐 一宮 ルミ
 議事課主任 横山 雄大

説明者職氏名

〔農林水産部〕

部長	里 圭一郎
副部長	七條 和義
副部長	鈴木 光明
次長（生産振興・食育担当）	原田 達也
次長（水産振興課長事務取扱）	岡久 正治
農林水産政策課長	平畠聰一郎
農林水産政策課農地政策室長	矢野 聰
みどり戦略推進課長	水口 晶子
みどり戦略推進課販売・物流支援室長	新居 義治
鳥獣対策・里山振興課長	渡辺 裕恭
畜産振興課長	福見 善之
畜産振興課家畜防疫対策担当課長	片山久美子
林業振興課長	須恵 丈二
林業振興課木材増産・加工流通担当課長	木本 正二
漁業管理調整課長	嶋村 一郎
農林水産総合技術支援センター所長	伏谷 茂
農林水産総合技術支援センター副所長	宮崎幸一郎

農林水産総合技術支援センター経営推進課長 山本 憲

農林水産総合技術支援センター経営推進課

企画・プロジェクト担当課長 富永 貴嗣

農山漁村振興課長 中原 幹起

生産基盤課長 若山 健一

生産基盤課水産基盤・国営担当課長 野村 卓也

森林土木・保全課長 井村 慎也

【報告事項】

- 令和6年度ターンテーブルの運営状況等について（資料1）
- 令和6年度野生鳥獣による農作物被害の状況について（資料2）

沢本勝彦委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

これより農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

里農林水産部長

この際、2点御報告させていただきます。

第1点目は、令和6年度ターンテーブルの運営状況等についてでございます。

資料1を御覧ください。

まず、1、施設の特徴でございます。

ターンテーブルは、東京都渋谷区において、飲食・宿泊・交流機能を通じ魅力体験ができる本県の情報発信拠点です。

令和6年度の主な取組実績としては、枠囲みに記載のとおり、県産食材の認知度向上に向けたTV等のメディアでの情報発信では、様々なジャンルのメディアやSNSに合計623回掲載され、広告料に換算すると約2.7億円のPR効果が得られたところでございます。

また、徳島の食・文化・観光の魅力発信のため、首都圏におけるイベントに出張出店し、約10万人の方に徳島の魅力をPRしたところでございます。

2、運営状況でございます。

施設利用者数につきましては、上段の表の右側、前年度対比の欄に記載のとおり、飲食・物販の利用者数が533人減少した一方で、宿泊の利用者数が、インバウンド需要の拡大により504人増加したことから、施設全体では前年並みとなったところでございます。

収支状況につきましては、総売上高は、中段の表の左から3列目、令和6年度の欄1段目に記載のとおり3億262万4,000円となったものの、5段目の人件費、一般管理費が、人件費や光熱水費の高騰により2億3,194万2,000円と大幅に増加したことから、表の最下段、経常利益につきましては、マイナス772万9,000円となったところでございます。

下段の表の、ターンテーブルがきっかけとなって県産食材等の取引につながった売上額につきましては、令和6年度の欄に記載のとおり3億6,328万5,000円となったところでご

ざいます。

3、今後の主な取組でございます。

県産食材の認知度向上につきましては、旬の食材による訴求力の高いフェアやマルシェの実施、大手企業と連携したSNSによる情報発信を行うとともに、魅力発信の強化につきましては、県内各地の食・文化・観光をまるごと体験できる魅力発信イベントの開催、県産品の販路拡大につきましては、公益社団法人徳島県産業国際化支援機構と連携した県産品のテストマーケティングや、飲食店チェーンをターゲットとした商談会を実施してまいります。

今後とも、徳島新時代に向けオール徳島で魅力を発信し、首都圏における徳島の情報発信と交流の拠点として、その機能を十分に発揮できるよう努めてまいります。

第2点目は、令和6年度野生鳥獣による農作物被害の状況についてでございます。

資料2を御覧ください。

1、農作物被害額でございますが、8,645万6,000円となっており、前年度から881万7,000円の増となっております。

2、獣種別農作物被害額の概要でございますが、（1）ニホンジカによる被害額は3,460万8,000円と、前年度に比べ812万4,000円の減となっており、（2）イノシシは2,757万8,000円と、前年度に比べ1,315万6,000円の増、（3）ニホンザルは1,867万8,000円と、前年度に比べ429万9,000円の増、（4）その他として、カモなどの鳥類やハクビシンなどの中型獣類は559万2,000円であり、前年度に比べ51万5,000円の減となっております。

3、獣種別の捕獲頭数でございますが、ニホンジカは1万8,692頭となっており、前年度に比べ110%、イノシシは7,330頭となっており、前年度比233%、ニホンザルにつきましては2,186頭となっており、前年度比236%となります。3獣種の合計につきましては、2万8,208頭と、過去最多の捕獲頭数となりました。

また、4、今後の対策といたしまして、（1）防護対策につきましては、侵入防止柵の設置や追い払い、放任果樹の除去など集落ぐるみによる防護対策への支援を行うとともに、（2）捕獲対策につきましては、市町村や地域協議会、猟友会と連携した捕獲を推進するとともに、サルの位置情報をリアルタイムで共有できる、最新式GPS首輪による効果的な捕獲手法を検証してまいります。（3）担い手対策につきましては、林業従事者や森林所有者等を対象に、わなの見回り負担を軽減するICTを活用した捕獲技術講習会や現地実習による新たな捕獲の担い手を育成してまいります。

今後とも、市町村や関係機関と緊密な連携の下、対策を進め、農作物被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

沢本勝彦委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岡田理絵委員

先ほど説明していただいたターンテーブルについて、質問させてもらいます。

まず、ターンテーブルの令和6年度の主な取組実績として、テレビ等のメディアで情報発信をされたり、首都圏イベントへの出張出店とか、テストマーケティングとか商談会等々を実施したと説明いただいたんですけれども、具体的な内容について教えていただけますか。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ターンテーブルの令和6年度の主な取組実績について、御質問を頂きました。

県産食材の認知度向上に向けたテレビなどのメディアでの情報発信につきましては、例えばNHKの全国放送において、今どきのアンテナショップとして紹介されたほか、朝日新聞のギフトカタログにターンテーブルの阿波番茶が取り上げられるとともに、チャンネル登録数百万人を超える人気ユーチューバーの動画撮影地としてターンテーブルが採用され、ターンテーブルの5階のバルコニーで県産食材を満喫するシーンを含む動画が140万回視聴されるなど、各種メディアに合計623回取り上げられ、広告換算効果としては約2.7億円のPR効果が得られたところでございます。

また、徳島の食文化、観光の魅力発信のため、昨年8月15日には、2024阿波おどりin新宿歌舞伎町、9月14日から15日には、渋谷金王八幡宮例大祭、11月2日から3日には、ふるさと渋谷フェスティバルにターンテーブルが出張出店いたしまして、スダチやなると金時などの県産食材や、すだちジュースをはじめとした加工品の販売、阿波尾鶏、阿波美豚の料理の提供等を行うとともに、阿波おどりの実演や観光情報の発信を行い、約10万人の方に徳島県の魅力をPRいたしました。

さらに、県産品の販路拡大を図るため、10月17日にターンテーブルにおいて阿波ふうど試食商談会を実施し、商談件数は133件となったところでございます。

引き続き、首都圏における徳島県の発信拠点であるターンテーブルを活用し、首都圏での認知度向上、魅力発信、販路拡大に取り組んでまいります。

岡田理絵委員

令和6年度は、数多くのメディアに出てターンテーブルの認知度を上げるために努められたということで、それに併せて、県の物産の販売等々にも積極的に挑戦されたという御報告を頂きました、ターンテーブルの役割の一つである徳島県の魅力の発信や販路の拡大につなげられる取組については、ある程度の実績が残せたのかなとお話を伺いました。

次に、運営状況についてなんですけれども、運営状況は総売上げが増加している一方で、経営利益がマイナスになっております。

ターンテーブル自体は、県が賃借りした施設を運営事業者に又貸しというか転貸しすることによって、民間のノウハウを活用した効果的な運営を行っていただくことが主体の経営状況になっておりますので、運営や経営については運営事業者の責任で行われているものと認識しておりますが、施設の設置目的や施設の持続的な機能維持の観点から、できるならば黒字であることが望ましい施設であると思っております。

そこで、経営利益がマイナスとなった理由と今後の対応について教えていただけますか。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま、ターンテーブルの運営状況について御質問を頂きました。

ターンテーブルの運営状況につきましては、首都圏における人件費の上昇や世界的な原油高を背景といたしました光熱費の高騰により、人件費、一般管理費が昨年度比109%の2億3,194万2,000円と大幅に増加いたしております。

このため、運営事業者は経費の増加に対応するため、宿泊料や飲食料金を見直し、それぞれ1割程度の値上げを行ったと伺っておりますが、総売上高が前年度比104%の3億262万4,000円にとどまったことから、経費の増加分を吸収できなかったために、経営利益はマイナス772万9,000円となっております。

運営や経営につきましては、事業者の責任で行われるものであり、運営上の赤字について県が負担するものではございませんが、首都圏における徳島の情報発信と交流拠点としての機能維持の観点から、運営事業者には黒字化に向けた対策をしっかりと考えていただくとともに、県といたしましても、運営事業者と連携いたしまして、今年度は大手企業とタイアップをしたInstagramなどSNSによる情報発信や、県内各地の食文化、観光をまるごと体験できるイベントの開催、本県の食文化、観光を一体的にプロモーションするため、昨年設立されました公益社団法人徳島県産業国際化支援機構と連携したテストマーケティングや商談会の実施など、県産品の販路拡大や魅力発信に取り組み、施設の設置目的や機能を十分発揮できるように努めてまいります。

岡田理絵委員

徳島県がターンテーブルに期待するものとして、首都圏における県産品のPRとか、新たな販路拡大の拠点という位置付けとともに、県産品の販路拡大により県内の生産者等の販売増加につながっていくことが非常に重要なことだと思います。

これからもしっかりと取組を推進していただき、県内の農林水産業の皆さん、また木工業の皆さん方とかが、かつては遊山箱も展示してもらったり、いろんな藍染めも展示してもらったりと、食べる物だけではなくて、いろんな産業にも販路拡大のために拠点として活用していただいた経緯がございますので、今後もしっかりとその取組を進めていただければと思います。

次に、現在のターンテーブルの契約が令和9年3月までと伺っておりますので、契約満了の時期がそろそろ迫ってきていることになるんですけども、今後の対応について、どのように考えられているのかをお聞かせください。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま、ターンテーブルの契約の今後の対応について御質問を頂きました。

ターンテーブルの建物の賃借及び転貸借の契約につきましては、現在2期目となっておりまして、現在の契約期間は令和4年4月から令和9年3月までの5か年間の契約となっております。

県と、施設の物件管理者でありますJapan asset management株式会社との賃貸契約にお

きましては、賃貸借契約満了の1年前までに県が再契約の申入れを行った場合、賃借人としての地位を優先的に確保することになっておりますことから、今年度、令和7年度中には建物の賃貸借契約の更新や、今後のターンテーブルの方向性について検討する必要がございます。

前回、1期目の場合は、契約満了の前年度であります令和2年度に、各専門分野の外部有識者から成るターンテーブル運営評価委員会を開催いたしまして、客観的に設置効果を評価していただいております。

ですので、契約満了の前年に当たります今年度も同様にターンテーブル運営評価委員会を開催いたしまして、委員の皆様にこれまでの効果を評価いただき、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

岡田理絵委員

まずターンテーブルの運営評価委員会を開催して、今後の在り方についていろいろ議論していくというお話を伺いました。ターンテーブル運営評価委員会において、開設当初から今までのターンテーブルを設置した効果、ただホテルの部分はインバウンド効果と相まってコロナの時は大変だったけど、今に至ってはかなり回転率があると伺っておりますし、そういう細かいところも検証していただくとともに、いろいろ検討いただきまして、更なる徳島の魅力発信に向けて、公益社団法人徳島県産業国際化支援機構との連携も含めて、あらゆる方向で今後の在り方を検討していただきたいと思います。また、それぞれの方の立場からそれぞれのアイデアを出してもらって、議論を深めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ターンテーブルは、ちょうど2021年のコロナの時に、実は草彅君がアカデミー賞の主演男優賞を取ったミッドナイトスワンという映画で割と重要なシーンの舞台になっています。聖地巡りというのがあって、その聖地巡りの場所はどこかというと、ターンテーブルの隣にある公園の登っていく階段の所が、草彅君が撮影した場所なんです。

その階段の上で踊っていたワンシーンがあるんですけど、その背景に夕闇の中でターンテーブルがライトで照らされて映し出されているという、すごく綺麗な映像があります。ただ残念なのは、2021年なのでコロナ真っただ中であったのと、草彅君の映画は映画としては非常に好評なんですけれども、草彅君がトランスジェンダーの女性役として出演されている映画ですので、いろんな評価もあったかと思われるんですが、位置付けとしては非常にメディアに大きく取り上げられていて、その時にはミッドナイトスワンと検索したらターンテーブルが出てくるぐらい、それぞれの立ち位置で有名な部分がありました。

今回も、いろんな方たちがメディアを通じて発表して600回を超えるメディア出演をされているということですので、それはそれで徳島県の魅力アップを続けていける場所としての位置付けは確立できたのかなと思いますので、今後の在り方としては、しっかりと検証していただくことを要望して終わります。

北島一人委員

先ほど、岡田委員からターンテーブルについて、一昨年もこの話をしていますけれども、今のお話では、県産農産品の販売でありますとか流通ですか、販売しているというところ

ろなんですけれども、せっかくの徳島のPRができるところと思っております。

それも農産品だけではない中で、一昨年の経済委員会で申し上げたんですけれども、徳島県をPRしていただくのと、もう一つ、一つのアイデアとして、東京にある徳島県の県立高校の同窓会東京支部とか県人会とか、そういった団体にターンテーブルを認知してもらってどんどん来てもらったら。徳島の料理も久しぶりに食べられますというところで、この先の黒字経営というお話の中で、来てもらって、そこで食事をしてもらう。現地でいる徳島県人にしてもらって、それから県人でない人にも紹介しながら、運営・経営のお手伝いをすることも必要であるというお話をさせていただきたいのです。

現在、農産品の販売等とかがメインになっておりますけれども、今までターンテーブルを主体として、様々な団体等々のPRをされた実績がありましたら教えてください。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま北島委員から、ターンテーブルの県人会や同窓会での利用状況につきまして御質問を頂きました。

ターンテーブルの県人会や同窓会等での利用推進につきましては、これまでも東京本部等を通じまして、在京の県人会等に利用推進をお願いしているところでございます。

例えば、昨年は県人会の役員会や東京事務所の四国次長会などで御利用いただきておりますほか、一昨年は富岡東高校の同窓会でも御利用いただいております。

また、徳島出身の学生や若者の利用も推進しております、昨年度、令和6年10月19日には、東京徳島県人会の主催の下、UIJターンのきっかけづくりや県出身学生同士のネットワーク構築の目的で、四国出身の大学生と徳島県企業の若手職員との交流会を開催いたしまして、約30名の方に御参加いただいたと伺っております。

さらに、令和7年3月2日には、ターンテーブルで働きます徳島県出身の学生スタッフが企画、主催し、徳島若者交流会を開催いたしまして、首都圏在住の徳島にゆかりのある若者約40名に御参加いただき、ワークショップ等を通じて交流を深めていただいたと伺っております。

今年度も、来る6月29日に、昨年度好評でありました県人会主催の四国出身の大学生と徳島県企業の若手職員との交流会を実施いたしますとともに、インバウンド客や東京在住の方々に向けまして、県内の各地域の食文化、観光をまるごと体験できる魅力発信イベントを実施することで、徳島ファンになってもらう試みをやっていこうと思っております。

今後も東京本部と連携いたしまして、このような取組で県人会等への周知に努めますとともに公益社団法人徳島県産業国際化支援機構とも連携いたしまして、施設利用の促進をより一層推進してまいりたいと考えております。

北島一人委員

様々な取組をしていただいていることが確認できました。

更に強化していただきたいと思いますし、ターンテーブル運営評価委員会がこの時期にあるということですので、駄目だからやめたみたいな単純なことではなくて、やるべきことをやって、それらを周知しないといけないと思います。新しいアイデアとして、万博でワンコインキャンペーンをしていますけれども、ワンコインまでいかなくても、ターン

テーブルに来て徳島に行ってみたいと思われて申込みをしたら、何かイベントではないけどツアーを作つてみるのも一つかなと思います。

それと、これは逆なんですが、この前、これは農林水産部ではないんですけども、韓国便が就航した後、韓国旅を紹介しようと県が韓国へ行って写真を撮つてSNSで上げてくれた。

それに対して、やってくれたら幾らか補助しますみたいな、要は韓国が良い所だから皆さん来てくださいという形ですが、逆を考えて、東京におられる方に、徳島に来て徳島の良いところをSNSに上げてくれたら、宣伝をしてくれたら、そこを何とかしますみたいな考え方で、さらに農林水産だけではなくて経済や観光、そういう点も含めて、全て一緒に広報できたらと思います。

韓国の話をしましたけれども、韓国便が就航しました。香港便も就航いたしました。心配されるのが、検疫だと私は思っております。人流というか、人の交流は非常に目に見えやすいというか、どんどん進めていかなければいけないという話ですけど、その貿易、いわゆる持ち込まれるお肉や植物にウイルスが付いていたり、害虫が付いていたりということで、県内の農産物や畜産物への被害が出る可能性があるんです。

こういったところを考えると、徳島空港における検疫体制は強化しないといけないと思いますけど、今の状況はどういう状況なんでしょうか。

片山畜産振興課家畜防疫対策担当課長

ただいま委員より、徳島空港の国際線の防疫体制について御質問を頂いたところです。

家畜防疫につきまして、国内の家畜防疫体制については、海外から国内へ病気が持ち込まれるのを防ぐ水際対策と、農場へ持ち込まれるのを防ぐ国内防疫に分かれています、水際対策については国が、国内防疫については都道府県が中心となり、互いに連携しながら、それぞれの役割を果たしているところでございます。

水際対策は、国の機関である動物検疫所が実施しており、徳島空港においても、国際便の就航に合わせて、高松空港内にある動物検疫所四国出張所から家畜防疫官が派遣され、税関と連携しながら検疫業務を行っております。

具体的な対応といたしましては、肉製品などの持込禁止に係る注意喚起の多言語パンフレットの配布やプラカードの掲示、空港内アナウンスによる注意喚起、入国者に対する家畜防疫官による口頭質問や手荷物検査、自主廃棄用ボックスの設置などを実施しております。

また、国際空港では不定期で行われているんですけども、検疫探知犬による探知活動も行われており、犬につきましては、現在、全国に140頭が配置されておりまして、国際便が就航する空港において、抜き打ちで探知活動を行つてはいるところであります。徳島空港でも探知犬の活動実績があると聞いております。

さらに、県独自の取組として手荷物受取所出口に消毒用マットを設置し、乗客全員の靴底消毒を行つており、家畜伝染病の侵入防止対策強化を図つてはいるところでございます。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま片山課長から、家畜防疫体制について御説明がありまして、私からは、徳島空

港における防疫体制のうち植物防疫について御答弁させていただきます。

空港や港における植物検疫につきましては、農林水産省の植物防疫所の職員が検疫業務を行っております。

本県の空港や港につきましては、農林水産省の神戸植物防疫所の坂出支所小松島出張所の職員が実施しております。徳島空港においては、空港での旅行客が携帯して持ち込みます植物の検査のほか、輸出を行う際に生産園地の登録を行うのですが、そちらの生産園地に出向いて行う栽培地検査や、輸出される植物の目視検査、消毒検査等の検疫業務を行っていると聞いております。

例えば、栽培地検査におきましては、EU向けの柑橘の輸出について2国間協議で検疫条件が定められておりまして、輸出用の園地でミカンバエが発生していないことが条件になっておりますので、検疫官が現地に赴きまして、ミカンバエが発生していないかどうか2週間ごとに圃場検査を行っているところでございます。

輸出を増やすためにも、生産園地の拡大が必要になりますが、県内小松島出張所に常駐する防疫官は昨年度2名で、専門人材が非常に不足している状況でございますので、本県はこれまで防疫体制の強化に向けて、植物検疫所や動物検疫所の増員について、国に対して要望を行っているところでございます。

北島一人委員

よく分かりました。

家畜も植物も体制はあるけれども抜き打ちであったり、防疫官は2名という話ですので、特に県内の植物を生産されている方、畜産をされている方は、非常に不安な面はあると思います。是非とも国へ要望もしていかないといけないと思います。そういったことも我々懸念がありますし、そういった中で一緒になって取り組んでいきたいと思います。なかなか、抜き打ちテストをしているとは言えませんよね。分かりました。皆さんが安心できるような取組をよろしくお願ひします。

最後に1点です。

去年の防災・環境対策特別委員会で告知しましたけど、農業版BCPです。

災害だけではなくて、今ホットな話題と言うと怒られますけれども、アメリカがイランにミサイルを発射して、その影響によるホルムズ海峡の話がお昼のニュースがありました。あそこは軍事上非常に重要な拠点であると思いますし、日本の、一番はエネルギーといったところに影響が出てくるのではないかと。それと同時に、食料についても、日本の自給率を考えればいろいろ危うい、懸念材料ではないかなと思っております。

さらに、国内で考えますと、米の問題も色々あります。こういった中で、農家の皆さんが、高齢化も進んでいる中で、もうやめようかといった気持ちにならないように、そういう状況にさせないように、きちんと継続して農業をやっていこう、自分の身内であるとか、そういった方に譲っていこうといった農業にしないといけないと思っています。

そういった中で、BCPという非常に大きな一つの考え方というか、まずそういったリスク回避をするという考え方を持つというか、考えることで大きなきっかけになると思います。

まず、県で農業版BCPを作られていると思いますけれども、県だけのBCPだと思ひ

ます。県内の農業に関するB C Pの策定状況です。どんな機関がどういったことをして、まずそこを御説明していただけますでしょうか。お願ひします。

中原農山漁村振興課長

ただいま、農業関係のB C Pの策定状況について御質問を頂きました。

県におきましては、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災の津波被害を教訓にしまして、平成25年6月に県の農業版B C Pを策定いたしました。

その後、平成28年4月に熊本地震、これは直下型地震だったんですが、その際はため池や農業用水路が局所的に大きな被害を受けたということで、平成29年3月に農業版B C Pの直下型地震編を策定したところでございます。

また、農業者の皆様によって組織されております土地改良区におきましては、平成25年に、津波被害が想定されております川内土地改良区が策定したのを皮切りに、津波浸水エリアにおきましては11の土地改良区、中央構造線エリアにおきましては12の土地改良区、合わせて23の土地改良区が土地改良区B C Pを策定しているところでございます。

さらに、農業資材や機械、また食料供給、金融など、農家を含めました住民生活にも直結する事業を幅広く行っておりますJAの事業継続も大変重要であるため、平成24年度からは各JAに対し策定を促しまして、現在では県内五つのJAにおいてB C Pが策定されている状況でございます。

北島一人委員

県によるB C P、土地改良区というところで、それぞれの役割ですよね、多分。分野、分野。それと平時にやっているこの事業を継続していくための仕組み。

特にJAに関しても、やはり一番考えていただかなければいけないのが、個々の農家だと私は思っております。日頃からそういう想定をされて、もし被災したときにはこういったものが必要だ、こういった教育が要るというのを事前に考えて、事前に何か用意しないといけない。そういうことを考えていただくためにも、本当に簡易の簡易でいいと思うんですけど、そういうことを考えられるような、個々の農家のB C Pのきっかけづくりをしていただきたいと思います。

そうしないと、JAが言っているから、土地改良区が言っているから、県が言っているから、まあ大丈夫かなでは、実際これだけ米がない、ないだけと言うとおかしいですけど、日本中がこうなっていく、あれもない、これもないとなったとき、日本の食料を考えたら非常に大きな問題だと思います。

是非ともここに注力をしていただきたいと思うんですけども、そういった声は今までございましたでしょうか。

中原農山漁村振興課長

ただいま、個々の農家におけるB C P策定、あるいは事前の準備といったお声ということです。

直接、私に聞こえてきたことはないのですけれども、実は国におきまして、委員お話しのように頭の体操をしなければいけないということで、B C Pを簡易にできるファイル、

Excelファイルになっているのですが、こちらが国のホームページで無償で誰でもダウンロードできるようになっております。それによると、ボタンを押すと、こういうことについてどう考えていますかというような非常に簡単なものが出てきまして、その記入例がこうですとか、そういうファイルが提供されておりまして、国としても個々の経営体の皆様の策定を促しているところでございます。

特に園芸産地におきましては、策定したBCPの実践に必要な技術習得ですとか、あるいは災害が起こった場合の実証、それから事前に行う補強等の被害対策に取り組むとか、こういったものに対しても補助があるという状況でございます。

県といたしましても、事前にBCP策定をいろいろ考えておく意義を周知していくとともに、これらの補助制度を使って農家の支援を行っていけたらと考えております。

北島一人委員

是非、そのあたりの周知を強化していただきたいと思います。また、個々の農家だけであれば、高齢の方々もいることになりますので、近所であるとか若手のグループで、そういったところに対しても支援を、個人だから、グループでなかつたらいけないとかではなくて、あらゆる状況にあっても皆さんを考えられる機会を得られることに注力していただきたいと要望して終わります。

岸本淳志委員

お米関連のお話をさせていただきたいと思うんですけど、よく話題になっているのは、主食用米の増産によって飼料米とか酒米の減少に影響がないのか、私はお伺いしたいんです。

テレビで令和の米騒動、ピンチということで、無印良品で売られているプリンセスサリーという御飯、国産米とインディカ米を混ぜ合わせたみたいな特徴を持っているお米なんですけれども、先日、これを買ってきました。300g 540円という価格で売られておりまして、非常に高い価格なんですが、そもそもこれは千葉県で作られているんですけど、有名どころの魚沼産コシヒカリなんかに比べると買取価格が安かつたので、そこにどうにか付加価値を付けられないかということで無印良品がされていた取組だったのです。

それがコシヒカリの価格が上昇して、今回、プリンセスサリーの買取価格を上回ってしまったため、買取量を確保できないと懸念したようなことをテレビでやっておりました。

また、新聞にあるんですけども、東北地方でも日本酒作りの原料となる酒米の調達に不安が広がっていると。5月中頃の話ですので、またいろいろ変わっているかと思うんですけど、これまで低い米価で苦しんできた生産者にとって、こうしたことで米の値段が上がっていくのは非常に良い話だと思うんですが、これまで作付けしてこられた飼料用米とか酒米が主食の米に転換されることで、畜産農家とか蔵元に影響が出るのではないかと、そんな心配をいたしました。

そこで、令和7年度における全国及び本県の主食用米、後は飼料米及び酒米の作付面積について教えていただけたらと思います。

水口みどり戦略推進課長

令和7年度における全国及び本県の主食用米、それから飼料用米及び酒米の作付面積についての御質問でございました。

農林水産省が、需要に応じた生産販売のために都道府県別の作付意向を聞き取り、公表を行っております令和7年産の水田における意向調査によりますと、令和7年産主食用米の作付面積は、全国では約133万4,000haで、前年に比べ7万5,000haの増、それから本県におきましては約1万haとなってございまして、前年より200haの増となっております。

飼料用米につきましては、全国におきましては約6万7,000haで、前年より3万2,000haの減、本県においては約400haで、前年に比べて200haの減となっております。

酒米につきましては、国の意向調査の項目に無いため、県がJAや蔵元に聞き取り調査を行ったところ、本年度の作付面積は約100haとなってございまして、前年に比べて20haの減でございます。

岸本淳志委員

今お聞きした情報から、本県における令和7年産の飼料用米の作付面積は30%減で、酒米は20%減となる予定であり、このことから、飼料用米を家畜の飼料として利用している畜産業や、酒米を用いて日本酒作りをされている蔵元について、何らかの影響があるのでないかと考えます。

つきましては、今年度産の米において飼料米及び酒米の生産が減少することによって、どういった影響を受けていくのか教えていただきたいと思います。

水口みどり戦略推進課長

飼料用米及び酒米の減少から畜産農家や蔵元が受ける影響について御質問を頂きました。

飼料用米の作付面積の減少の影響につきましては、飼料事業者、それから畜産農家に確認を行いましたところ、飼料用米の生産が減ることを見越して、円高や海上運賃の下落により価格が下がっている輸入トウモロコシの配合割合を増やす対応をしているということでございます。

このことから、飼料用米の供給が減少しても、現在のところ、配合飼料の供給や価格に大きな変化がないため、畜産農家の経営には影響しないと伺っております。

一方、酒米につきましては、県内の蔵元に確認したところ、多くの蔵元は生産者と酒米の契約栽培を行っているということでございます。

また、酒米を購入している蔵元につきましても、県内で調達が可能であるとお聞きしており、現在のところ、蔵元における酒米の確保には影響がないと考えているところでございます。

岸本淳志委員

分かりました。

減少することによって余り影響がないとお伺いして、安心いたしました。

是非、畜産農家や蔵元が安心して生産活動ができるように、飼料用米や酒米について、引き続き状況を注視していきたいと思っております。

次に、稲作経営の現状と支援策についてお伺いしたいと思います。

まず、本県の稻作形態についてですけれども、平均的な経営面積や稻作に必要な機械装備について教えていただけたらと思います。

水口みどり戦略推進課長

本県の稻作経営体の平均的な経営面積、それから必要な機械装備についての御質問でございます。

国の統計である農林業センサスによりますと、本県における1経営体当たり水稻作付面積は0.8haと、全国平均1.8haと比べて小規模でございます。

作付面積の分布につきましては、1ha未満が67%、1haから3ha未満が29%、3ha以上が5%となっており、小さい面積の分布が多い状況でございます。

また、水稻の作付けに必要な機械装備につきましては、近隣の共同利用施設の有無、地域の状況により変化しますけれども、トラクター、田植機、コンバインなどの主要機械のほか、グレンコンテナ、穀物乾燥機、もみすり機、選別機などが挙げられまして、本県の平均的な稻作経営体がこれらの機械装備を新規に導入する場合は、1,000万円を超える費用が必要となってまいります。

岸本淳志委員

本県における平均的な稻作経営の規模が小さいことと、水稻作付けに必要な機械を整備するには、経済的にかなり大きな負担が掛かることが分かりました。

一方、高齢化、担い手不足が進む中、更に農地の集約化を推進していく必要があると思います。

そのためには、農地中間管理機構が、若い担い手農家の規模拡大や効率利用はもとより、地域農業の継続で、また農地の有効活用という観点からも重要な役割を果たすべきであると考えております。

そこで、これまでの農地中間管理機構の成果と、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

矢野農林水産政策課農地政策室長

ただいま岸本委員より、農地中間管理機構の成果と今後の取組についての御質問を頂戴いたしました。

平成26年3月の農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に伴いまして、公益財団法人徳島県農業開発公社に農地中間管理機構を設置いたしまして、担い手農家の規模拡大や地域の農地利用の効率化のために、農業経営の規模の縮小やリタイアを考えられる方から農地を借り受けて担い手農家に貸し付ける、いわゆる転貸しの事業を実施してきたところでございます。

この事業を活用する農家のうち、約7割が水稻を中心とした経営になっております。

成果につきましては、開設当初の平成26年度の集積率で申し上げますと、5,197haで集積率が約17%であったところ、直近の令和6年度には7,793haということで、11年間で2,596haの集積と、増えている状況でございます。

今後の取組でございますが、農業経営基盤強化促進法の改正により、今年度から、これ

まで市町村で取り組まれてまいりました相対契約の手続が廃止されまして、農地中間管理機構を経由した契約に一本化されたところでございまして、農地中間管理機構の役割は大きくなっているところでございます。

このため、県といたしましては、この3月末に全市町村で策定された、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画に基づいて、農地の集積、集約化に向けましては、一つの農地の集積、集約化や効率的な栽培管理が可能となる農地中間管理機構関連農地整備事業の更なる推進や、農地中間管理機構に農地を貸し付けた地域や貸し手に対する奨励制度でございます、機構集積協力金の交付などを実施してまいりたいと考えてございます。

今後とも、機構の機能の発揮による稻作経営の効率化や、地域環境に応じた稻作経営の維持発展に努めてまいります。

岸本淳志委員

この事業によって、若い担い手農家の規模拡大や効率化を支援していることを御説明いただきまして、ありがとうございます。

一方で、中山間地はもとより、私の地元のような都市部でも、極小な農地で小規模な水稻生産に取り組むケースが少なくないと思っており、私もその一人であると思っております。

農地で小規模な水稻生産に取り組むケースで、こうした経営体にとって農業機械の更新による経済的負担や高齢化が進む中、労働力不足も相まって、持続可能な水稻生産が続けていけるか、非常に懸念されるところだと思っております。

そこで、こうした中規模、また小規模の経営体でも、今後安心して稻作経営に取り組めるよう支援が必要と考えますが、県の考え方を教えていただけたらと思います。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

中小規模の稻作経営体の支援策について御質問を頂いております。

委員お話しのとおり、本県農業におきまして、小規模経営体を含む様々な規模の経営体が、食料供給を担う重要な担い手でございます。

今後も、食料の安定生産、安定供給を持続するためには、規模にかかわらず生産性の向上や労働力不足の解消を図ることが重要であると考えております。

こうした中、田植えや稻刈り、防除作業など、農作業の一部を専門的に受託する農業支援サービスの活用は、労働力の確保と農業機械のコスト削減の対策といたしまして、非常に有効であると期待されているところでございます。

昨年度、県が農業者に実施したアンケート調査によりますと、約2割で農業支援サービスを既に活用している、また約6割で今後利用したいとの回答を得られるなど、現場のニーズはますます高まっているところでございます。

しかしながら、農業支援サービス事業を実施するためには、多様な作業を受託可能な農業機械の整備や機械操作の専門技術を持つオペレーターの確保など、事業の立ち上げには様々な課題が存在しております。

このため、県では国の事業を活用いたしまして、新たな農業支援サービスの立ち上げやサービスに使用する農業機械の導入を支援しております。

本年3月に実施いたしました公募では、13件の農業生産者や法人、また団体による事業提案が採択されまして、現在は農業支援サービス事業の立ち上げに向けた取組にそれぞれ着手していただいているところでございます。

さらに、県のとくしま農山漁村未来投資事業では、本県の農林水産業が持つ自給力の強化を図るため、大規模法人から個人まで、多様な経営体に対しまして機械導入の支援を行っております。

また、この事業につきましては、農作業の受託に必要となる機械の導入も対象となっております。

これらの事業活用を推進することで、農業支援サービス事業体の育成、強化を図りまして、より多くの農業者の皆様にサービスを御利用いただくことで、中小規模の農業者でも安心して稲作経営が継続できるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

岸本淳志委員

徳島県の場合は、私が調べた2020年で、1ha未満の小規模の農業経営体が多分46%ぐらい、1haから5ha未満が43%と、中小規模の農家がかなり多いと思っております。

こうした経営体でも米作りが無理なく続けられるように、これからも農業支援サービス事業の活用や、サービス事業体の育成と強化に必要な支援策を進めていっていただきたいと思います。

水稻につきましては、作付意欲が高まっていることもありますし、こうしたチャンスをうまく広げていけるように、あらゆる支援を行っていただけたらと思っております。

続きまして、畜産の話をさせていただきたいと思うんですけれども、先日、父の日に合わせて酪農業の方が知事を訪問され、牛乳を持ってこられていたと思いますけれども、昨年末の全国の酪農家の戸数が初めて1万戸を下回ったことが話題になり、このまま酪農農家の戸数が減っていったら、牛乳とか乳製品が国産生乳で貰えなくなることが危惧されると思っております。

その背景としては、ここ最近の飼料高騰による生産コストの上昇に伴う所得の減少が大きな要因になっているとお伺いしています。

そこで、本県における酪農農家の戸数の現状と、輸入に頼る飼料の価格高騰に対する支援状況について教えてください。

福見畜産振興課長

ただいま委員より、本県の酪農戸数の現状と飼料価格高騰に対する支援状況について御質問を頂きました。

本県の酪農家戸数は、令和6年2月時点で68戸となっており、10年前の平成26年と比較しますと58戸減少し、飼養頭数や生乳生産量も年々減少している状況となっております。

また、酪農経営におきましては、経営コストの約5割を飼料費が占めていることから、飼料価格高騰は経営悪化に直結する要因となっております。

このような状況の中、国のセーフティネットである配合飼料価格安定制度に加え、県では地方創生臨時交付金を活用し、令和4年度から畜産経営者を対象に配合飼料価格高騰に対する支援を行うとともに、令和5年度から酪農家を対象に、セーフティネットの対象と

ならない牧草などの粗飼料についても、価格高騰に対する支援を実施してきたところでございます。

岸本淳志委員

私の知り合いの酪農家からも、厳しい経営状態が続いていることをお聞きしている中で、県の飼料高騰対策の支援金は大変助かっているとお伺いしております。

今後も引き続き対策を講じていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

酪農を取り巻く課題は、飼料高騰のほかに後継牛の確保、乳牛の能力向上、機械化の遅れ、牛乳消費の減少など多岐にわたり、酪農の持続可能性を確保するためには、これらの課題に総合的に取り組む必要があると考えますが、これまでの県の酪農支援の取組について教えてください。

福見畜産振興課長

ただいま委員より、飼料価格高騰以外の県の酪農支援について御質問を頂きました。

これまでの酪農家に対します飼料価格高騰対策以外の取組としましては、高能力牛の導入支援、乳牛の能力向上を図るための牛群検定データを活用した管理技術の指導、受精卵移植を活用した効率的な後継牛の確保に取り組むとともに、生産コスト低減に向けた自給飼料生産のため、牧草や稻発酵粗飼料の生産に必要な専用機械の導入支援を実施してまいりました。

また、将来にわたり徳島県で県産生乳を安定的に処理、加工していくため、国補事業を活用しまして、令和3年、高度な衛生管理を可能とした日本酪農協同株式会社徳島工場の移転整備の支援を行うとともに、牛乳、乳製品の消費向上の取組としまして、スポーツと牛乳をテーマに、観戦者への牛乳の無料配布等に取り組んでいるところです。

岸本淳志委員

これまでの酪農に対する県の取組を御説明いただきまして、ありがとうございます。

先日、アスティとくしまで開催されました第20回食育推進全国大会では、連日大勢の来場者がありまして、県民の食育に対する関心の高さがうかがえました。

その中で、牛の乳搾り体験の様子をお伺いしたんですけども、酪農業への理解を深めていただく良い事例じゃないかと思っております。

このような啓発活動も重要と考えますので、そのほかの取組がありましたら教えてください。

福見畜産振興課長

ただいま委員より、啓発活動のその他の取組について御質問を頂きました。

県としましては、酪農業や牛乳に対する消費者意識の醸成を目的に、委員お話しの第20回食育推進全国大会では、徳島県畜産協会の出展ブースにおきまして、県内の酪農家で組織する団体の協力により、乳牛の模型を利用した乳搾り体験を実施したところです。

このほか、酪農業を身近に感じてもらうため、酪農家の皆様や乳業関係者と連携し、県

内の小学校などへ出向き、実物の乳牛での乳搾りや子牛との触れ合い、バターづくりなどを体験できる教育ファームに取り組んでいるところです。

また、日本酪農協同株式会社徳島工場では、牛乳の生産から流通、消費までの流れを学ぶため、小学生を対象とした工場見学のほか、県、酪農家、地元小学校の協力の下、作成した動画を活用した映像学習など、酪農や乳牛に対する消費者意識を醸成する取組を行っているところです。

今後も引き続き、これらの取組を通じまして、県民の皆様に酪農業や県産牛乳をより身近なものとして認識していただくよう努めてまいりたいと考えています。

岸本淳志委員

牛乳は骨格形成に重要な、子供たちの体力づくりや県民の健康維持のために欠かせない栄養源であると思っております。

面白い記事を見付けたんですけれども、70歳以上で牛乳をしっかり摂取している人は、牛乳をほとんど飲まない人に比べ栄養状態が良く、認知機能が低下しにくいことが、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの調査結果で明らかになったという記事を拝見いたしました。

こうした意味でも、今後におきましても、引き続き本県の酪農経営が継続できるように是非県の後押しをお願いできればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

井村保裕委員

1点確認させてください。

今の岸本委員に対する御答弁の中で、飼料米と酒米が今年は影響がないという御説明だったんですけど、それは今年に限っては影響がないということなんですね。それはそうと思います。今年は既に春に田植えして、それぞれ契約をまいてやっているので、そこは大丈夫と思うんですけど、問題は来年の作付けからの影響です。

この度の令和の米騒動が始まって、今、米の価格は幾らになるのかが注目されている中で、我々生産者と消費者が納得できる金額は幾らなのかというのが話題の中心なんですけど、国の施策で国が今までそういうのをあっせんして転作してきたのに、この度、昨年のように1万円から1万2,000円で供出できる30kgの玄米が1万円という、今までで言えば、それまでの約2倍の金額で、この金額だったら農家も採算が合う、耕作放棄地をもう少し頑張ろうかといってやめる人が少ないかなと感じていたんですけど、まさか1万円だった玄米が3万円になるというのは、私も想像がつきませんでした。

それは本当に、国が今調査している流通の形態を見直して、もっと効率の良い適正な価格にしてほしいと思うんですけど、そういった中で、米も有機米や無農薬のお米に付加価値を付けて、それも農家の人が頑張って付加価値を付けて1万5,000円、2万円で供出できるようになってきた中で、しっかりとお米の金額を適正な金額にしてほしいと思います。

それともう1点、農地中間管理機構について御説明されていましたけど、私のところも利用している方がおいでるんですが、国が農地中間管理機構をこういう施策で進めているのは分かるんですけど、実際、貸方と借方のマッチングについては、地元の農業委員や地域の世話人がされているのです。

農地中間管理機構に聞いたら、結局は今までと一緒でしょうと。地元の農業委員や地域の世話人がマッチングしているではないかと言ったら、全然スタッフが足りないと言っていたのです。

この支援という部分に関しては、地元でお世話をしている方に支援してあげたほうがいいと思うんです。何かしたらどうですかということに関して、いかがでしょうか。

矢野農林水産政策課農地政策室長

ただいま、農地中間管理機構のマッチングの実際は、地元の農業委員や世話人の方がマッチングの世話をして、中間管理機構はそれを書面化してやっていくという役割分担の中で、現場の農業委員に支援策があつていいのではないかという御指摘を頂いたところでございます。

委員御指摘のように、現実的な話としては、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員の方々がマッチングの主役になり、また農業委員会の事務局が主役になり、農地中間管理機構の推進員がそれをケアしたり契約を書面化するという部分が多いのは確かでございます。

推進員は、場面としては不測の事態が生じたときに解約の場面が生じることがあります。そのときに、より広域なエリアから担い手を御紹介させていただいたり、農地の推進委員と連携して取り組ませていただいたり、連携させていただいているというのが現実かなと思います。

それから、実際に農地のマッチングをやっていただく農業委員に対する支援については、国の交付金制度に基づく交付金を出すのにとどまっているのが現実でございます。

井村保裕委員

広域から担い手を探す、なかなかそれも難しい。これだけ担い手が少なくなってきた中で、今までだったら、隣の田んぼの所有者の人に、あの人はもうできないと言っているからしてあげてくれないかと言ったら、ではやりましょうとマッチングができていたのだけど、その人たちが今やめていっているので、担い手が、頼んでいく人が少なくなってきた中で、本当に今は苦労しているというのが現実なので、すみません、そこはまたいろいろ考えていただきたいと思います。

次に、冒頭、里部長より御報告を頂きました野生鳥獣による農作物被害の状況についてお聞きしたいと思います。

令和6年度のイノシシとサルの被害額と捕獲頭数が大きく増えていますが、その要因についてどのように分析されているのか、お聞きいたします。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

ただいま委員より、イノシシとサルの被害額、捕獲頭数が大きく増えた要因について御質問を頂きました。

まず、イノシシにつきましては、令和5年度は県内で感染した豚熱の影響によりまして被害額、捕獲頭数ともにおよそ半減しております。

豚熱は、令和4年7月に県内で初めて感染が確認されて以降、急速に感染区域が拡大し、

被害額それから捕獲頭数が減少した後、免疫獲得率が上昇したと推察されておりまして、生息個体数が回復したことから、令和6年度の被害額は2,758万円、捕獲頭数は7,330頭と、被害額、捕獲頭数ともに感染拡大前の令和4年度と同じ水準まで戻ってきたと考えております。

次に、サルにつきましては、令和5年度はサルの餌となりますシイとかカシ類等のドングリが豊作で、サルが里山に近付く機会が減少した影響が考えられております。

令和6年度には、その反動で裏年になりましたので、山林で得られる餌が減り里山に多く出没したことで、農作物や人里近くに設置されました捕獲檻との接触機会が増加し、被害額も1,868万円、捕獲等数は2,186頭と、共に増加したものと考えております。

また、加えまして、捕獲頭数の増加につきましては、昨年度初めて実施しましたニホンザル被害対策セミナーや捕獲研修会の開催など、市町村や地域協議会等を対象としたしました捕獲技術の普及啓発、それから県が実施いたしておりますサルの行動域調査データに基づく広域的な捕獲の推進など、捕獲の強化に向けた取組も捕獲頭数の増加要因の一つと考えております。

井村保裕委員

イノシシについては、徳島県では豚熱でものすごく激減していてと聞いていたのですけど、御説明ではまた増えているということなんですね。

徳島県は、イノシシでなくてイノブタかイノイノブタだから増えるのが多いと聞いたことがあるんですけど、それは本当かどうか分からぬんですが、増えているということございます。

それともう1点、部長の説明の中でG P Sを使っていているということで、今年に入り、住宅が密集する徳島市において、サルと人との接触事件が複数回発生したとの報道がなされておりました。また、阿南市でも同様の事案が発生したとのことがありました。

先ほど、最新のG P S首輪を用いてリアルタイムでサルの位置情報を共有し、効果的な捕獲方法を検証するとの説明を頂きましたが、その具体的な方法についてお聞きいたします。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

ただいま委員より、新しいG P S首輪を用いた捕獲方法の検証について御質問を頂きました。

県ではこれまでにも、サルの捕獲対策としまして、G P S首輪を用いたサルの群れの行動域調査を行いまして、サルの群れの出没頻度が高い地域を特定いたしまして、大型捕獲檻を設置することで、群れ捕獲の実施など効率的な捕獲を行ってきております。

しかし、これまでのG P S首輪では、集積されたデータを取得するにはG P S首輪を装着したサルの群れに再度接近する必要があり、この部分が課題としてありました。必要な時にデータの取得が困難だったということでございます。

本年度、新たに導入いたします新型のG P S首輪につきましては、サルの群れに接近しなくとも、携帯電話の通信によりリアルタイムで位置情報の取得が可能でございまして、従来のG P S首輪ではできなかったサルの群れの進行方向の予測、あるいは出没頻度の高

いエリアなどの情報を、関係機関や集落の方もスマートフォンで確認することができるということ、さらに、サルの群れが近付きますとアラームで知らせてくれる被害予防アプリの機能を持っております。

最新のG P S首輪を用いた新たな取組として、集落ぐるみで最新の位置情報を共有し、進路予測に基づく追い払いや直近の出没頻度の高いエリアを共有の下、獣友会とも連携して、出没頻度の高いエリアへの大型捕獲檻の設置による群れ捕獲につなげてまいりたいと考えております。

井村保裕委員

一度捕獲したサルを首輪を付けて放す、せっかく捕獲したのにと思っていたんですけども、その群れを把握して集団で一網打尽で捕獲するという、サル相手に大丈夫かなど心配はするんですけども。

それと1点、鳥獣対策でウミウとかカワウについて、アユの被害とか聞くのですけど、地元でも松林にウの大群が巣を作つて糞で真っ白になつたり、テトラポットに群がつて真っ白になっているのを見て、これだけの集団が捕食に入つたら、それは被害が大きいと思ったことがあるのです。

最近は現場に行ってないので分からぬのですけど、ウミウとかカワウの被害の調査はされているのですか。すみません、資料がなければ結構です。分かれば教えてください。

岡久農林水産部次長

今、カワウの被害状況についての御質問がございました。

対策も含めて御説明させていただきますと、かつて徳島県内ではカワウはほとんど見られませんでしたけれども、平成2年、3年頃から増え始めまして、平成7年頃からは、吉野川をはじめとする県内の各河川でアユなどの食害が報告されるようになってきております。

本県でのカワウの分布としまして、吉野川流域及び主要河川の河口域に集中しております、生息数は平成26年に最大となる3,300羽を記録した後、2,500羽前後で推移していましたが、令和3年頃からまた増加し始めまして、令和5年には3,100羽という調査結果が出ております。

対策としまして、関係漁協ではカワウの生息状況調査、またテグスやカカシ、ロケット花火等による追い払い、銃器による駆除等に取り組んでおりまして、県では平成16年度から県単事業で支援しているところでございます。

今年度も、県職員も魚道にテグスを張る作業を行つて、一緒に活動したりもしております。

また、各地域の実情に合わせた効果的な対策を推進するため、カワウ対策の専門家を招聘した研修会等を実施するとともに、最近、カワウの被害が顕著である地域で現状を調査する予定となっております。

また、令和元年度より、関西広域連合が行うカワウ対策事業の一環としまして、より正確な被害把握を推進するため、県内水面漁業協同組合連合会の協力の下、飛来数調査等の取組を実施しているところでございます。

引き続き、県では県内水面漁業協同組合連合会の取組を支援するとともに、被害状況や生息状況などについて情報収集を重ね、関係府県とも連携しまして、本県に適した、より効果的な被害防止対策を実施してまいりたいと考えております。

井村保裕委員

そういう鳥獣被害を含めて、鳥獣対策について、農作物だけでなく、最近ではイノシシやサルが市街地に出没して人に危害を加える報道が本当に増えたように思います。特にサルにおいては、知能も高く学習能力も高いとなりますと、その対応も難しいだろうと思いますが、御説明いただいたような最新技術を積極的に御活用いただいて、捕獲や防護の効率を上げていただきたいと思います。

引き続き、市町村や関係機関と緊密な連携の下、鳥獣被害対策の推進に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

岡田晋委員

それでは、みどり戦略推進課にお聞きします。

日本遺産の藍のふるさと阿波の認定取消しの可能性が浮上し、更にもう一歩踏み込んだ取組が必要であるということですが、それに対して、県としてどのような支援ができるかについて、藍の生産に関わるみどり戦略推進課にお尋ねします。

現在の県内における藍の生産や加工、生産数量などについて教えてください。

水口みどり戦略推進課長

現在の県内における藍の生産、それから生産数量についてでございます。

本県の藍の令和6年度の作付面積は約19haとなっております。近年、作付面積はこの状態で安定しているところでございます。

染原料の染の生産量については、約37t生産されていることになっております。

岡田晋委員

徳島の藍を外国や日本国内において普及宣伝をするために、農林水産部でやっている現在の取組にはどういったものがありますか。

水口みどり戦略推進課長

藍の普及宣伝のために農林水産部でやっている取組についてでございます。

藍とくしまロゴマーク及び組合せデザイン・組藍海波紋を徳島県の藍関連イベント等で使用することで、徳島の藍のPRを行っているところでございます。

また、経済産業部と連携いたしまして、フランスのアンテナショップGOENにおいて、令和6年度には藍染めの糸を使った阿波じじら織、今年度は扇子やタペストリーなどの工芸品を展示いたしまして、徳島の藍の情報発信を行っているところでございます。

岡田晋委員

フランスのアンテナショップがあるので、大阪・関西万博のブースでフランスの方がす

ごい興味を示したと言っていました。

阿波藍の生産拡大や普及宣伝については、農林水産部以外の観光スポーツ文化部や経済産業部の各部署との連携も必要と考えますが、見解をお聞かせください。

水口みどり戦略推進課長

各部局との連携の必要性についてでございますけれども、藍の振興におきましては、府内各部署との連携を図るとともに、昨年度発足し、県産品のPRを食・文化・観光と一体的に展開する公益社団法人徳島県産業国際化支援機構とも緊密に連携を図りまして、阿波藍や徳島の藍製品の魅力を発信することにより、伝統産業の持続的発展を支援してまいりたいと考えてございます。

岡田晋委員

日本遺産の藍のふるさと阿波の認定取消しにならないためにも、生産現場からも更にもう一步踏み込んだ取組が必要であると思います。

今年度において取組を強化するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

水口みどり戦略推進課長

生産現場からも取組を強化すべきとの御質問でございます。

藍の生産におきましては、生産効率の向上が求められております。このため、省力化のための栽培歴の周知や、藍生産者、農機メーカーと連携して開発いたしましたタデアイ専用収穫機の導入について、御希望がございましたら支援を行うなど、生産者からの要望に沿った支援に取り組んでまいりたいと考えてございます。

岡田晋委員

各部署がそれぞれに事務分掌のみの取組をするのではなく、県全体で連携をとり、徳島の文化、阿波藍の伝承と日本遺産の藍のふるさと阿波の認定継続に向けて、本年度が勝負です。よろしくお願いいたします。

次に、鳥獣対策・里山振興課にお聞きします。

先ほど部長より報告があった野生鳥獣による農作物被害の状況についてですが、シカ、イノシシともに捕獲頭数は年々増加しています。

報告の中で、シカの被害が81%に減って、66%がミカン、スダチ、ユズということでありましたが、皆さんからはシカが増えた、シカにいろいろやられるということをよく聞くので、来年の統計に関しては、それ以外の農作物に関しても調査して被害額を算定していただきたいと思います。

鳥獣被害防止対策として、これまで捕獲や保護といった対策が継続的に実施されてきていますが、県としてはどういったことをしているのでしょうか。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

ただいま委員より、県の鳥獣被害防止対策についての御質問を頂きました。

鳥獣被害対策につきましては、市町村や獣友会など関係機関と連携し、防護と捕獲を両

輪とした対策を講じております。

まず、防護につきましては、侵入防止柵の設置や追い払い、放任果樹の除去など、集落ぐるみによる取組を支援しているほか、シカとイノシシの捕獲につきましては、11月15日から3月31日までの狩猟による捕獲と、それ以外の4月1日から11月14日までに、市町村や地域協議会が実施する有害駆除を組み合わせることで、年間を通じた捕獲に取り組んでおります。

さらに、狩猟者を確保するため、狩猟免許試験の実施回数を年4回に増やしたり、狩猟免許試験の出前講座やとくしまハンティングスクールの開催、新たに林業従事者や森林所有者を対象とした技術講習会を実施するなど、担い手対策にも積極的に取り組んでいるところです。

岡田晋委員

野生鳥獣の捕獲頭数について、捕獲には趣味としての狩猟や、主に行政が遂行する有害駆除があると思いますが、特にシカとイノシシについて、狩猟や有害駆除といったそれぞれの捕獲頭数について教えてください。

また、シカやイノシシの狩猟期間には、狩猟以外に有害駆除の捕獲は行われているのでしょうか。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

ただいま委員より、捕獲頭数の内訳と狩猟期間中の有害駆除についての御質問を頂きました。

まず、令和6年度におけるシカの捕獲頭数の内訳については、狩猟による捕獲が3,143頭、市町村が実施します有害駆除による捕獲が1万3,619頭となっており、有害駆除が捕獲頭数全体の73%を占めています。

次に、令和6年度におけるイノシシの捕獲頭数の内訳につきましては、狩猟による捕獲が1,612頭、有害駆除による捕獲が5,212頭となっており、有害駆除が捕獲頭数全体の71%を占めています。

また、有害駆除につきましては、シカでは9市町、イノシシでは5市町において年間を通じて実施しております。一方で、狩猟期間中に有害駆除を実施しない市町村もございまして、それぞれの市町村の実情に応じた運用がなされています。

岡田晋委員

狩猟期間でも、一部の市町村では有害駆除に取り組んでいることですが、狩猟期間を含め一年を通じて有害駆除に取り組めば、更に捕獲頭数が増えて農作物被害ももっと減ると考えますが、県の取組として行っていることを教えてください。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

ただいま委員より、狩猟期間中の捕獲に関する県の取組について御質問を頂きました。

御指摘いただきましたとおり、シカとイノシシにつきましては、狩猟期間中には有害駆除を行う市町村が少なくなることから、県では狩猟期間中の捕獲を強化するために、剣山

山系をはじめとする標高の高い地域や鳥獣保護区など、狩猟による捕獲が行われにくく生育密度が高い地域を中心に捕獲を行う指定管理鳥獣対策事業や、シカによる被害が拡大している市町村あるいは地域におきまして、センサーハーメラとGPS首輪を組み合わせた生息状況行動域調査に基づく、効率的な捕獲を行うシカ集中捕獲対策事業に取り組んでいるところでございます。

これら県が行う事業によりまして、令和6年度は1,408頭のシカと504頭のイノシシ、合わせて1,912頭を捕獲しております。県が実施する両事業と市町村が実施する有害駆除とを組み合わせて、一年を通じた捕獲の強化を図っております。

岡田晋委員

県内には、一年を通じて有害駆除を実施している市町村があるとのことですが、その有害駆除における捕獲について、委託料として支払う捕獲活動経費として報奨金が出ていると思いますが、市町村ごとの有害駆除の報奨金の状況について教えてください。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

ただいま委員より、市町村ごとの有害駆除の報奨金の状況について御質問を頂きました。

野生鳥獣の有害駆除には、捕獲の促進を目的として、狩猟者に対して報奨金が交付されております。

報奨金は、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用が可能であり、イノシシ、シカとともに1頭当たり7,000円が捕獲活動経費として交付しております。

また、市町村では、国の交付金と市町村単独の予算を組み合わせて報奨金を交付している市町村や、国の交付金のみを活用して報奨金を交付している市町村、さらには市町村単独の予算のみで報奨金を交付している市町村など、市町村によって財源が異なりまして、1頭当たりの報奨金単価も異なっております。

岡田晋委員

報奨金については、有害駆除を行う市町村がそれぞれ設定しており、市町村ごとに異なることがあります。なぜ市町村によって報奨金の交付単価が違うのか、知つていれば教えてください。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

ただいま委員より、なぜ市町村ごとに報奨金の単価が違うのかについて御質問を頂きました。

野生鳥獣の被害の状況につきましては、県内各地域で農作物の生産状況や野生鳥獣の生息状況が異なりますので、被害の状況についても地域の特性がございます。

このため、各市町村は地域の特性に合わせまして、報奨金を交付する野生鳥獣の種類を設定しております。

対象となる獣種は、基本的にイノシシ、シカ、サルでございますが、地域の特性に合わせまして、カモやカラス、タヌキなどにも報奨金を設定している市町村がございます。

報奨金の単価は、有害駆除の実施主体であります市町村が、野生鳥獣の種類や被害状況

を考慮して、地域の特性に合わせて独自に設定しております、各市町村によって報奨金の単価が異なると思われます。

岡田晋委員

農作物被害を効果的に減らすためには、一年を通じて有害駆除を実施することで、捕獲頭数を上げることが一番効果的な方法であると考えます。

また、積極的に有害駆除に取り組んでいただくためには、報奨金の単価を引き上げることも考えていく必要があると思います。

県として、市町村が積極的に有害駆除に取り組んでもらえるよう、各条件の整備、そして猟友会と情報共有の下、連携して鳥獣被害対策を積極的に進めていただくことを要望して、最後の質疑に移ります。

漁業管理調整課にお聞きします。

新聞報道で知り、みんながどうなっているかと心配している吉野川の漁業権について、今どうなっているのか、現在までの経緯を含め教えてください。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま委員より、吉野川に免許された漁業権のこれまでの経緯と現状について御質問を頂戴しました。

長年にわたって、吉野川におけるアユ、アメゴ等の共同漁業権は、吉野川流域の7漁協によって構成されております吉野川漁業協同組合連合会に免許されておりました。

しかし、7漁協のうち3漁協が令和5年12月末をもって漁連を脱退し、その後、令和6年3月に脱退した3漁協が吉野川漁業協同組合連合会に漁業権の共有を請求したことにより、現時点では吉野川漁業協同組合連合会とこの脱退した3漁協の4者の共有となっております。

一方で、漁業権の共有において必要となる漁業権行使規則や遊漁規則の策定のほか、漁業権者に義務付けられております種苗放流に関する両者の協議が難航しております、実質的に脱退した漁協が漁業権を行使できない状況であると聞き及んでいるところです。

このため県では、協議の場を設けるなど、再三にわたり双方に働き掛けを行ってきたところですが、両者の歩み寄りが見られていない状況です。

また、このように両者が対立する中、漁業法により漁業権者に義務付けられた令和6年度の種苗放流が履行できていないことを確認いたしました。

漁業法では、この場合は種苗放流なのですが、増殖を怠っていると認められる場合は、知事は漁業権を取り消さなければならないとされており、本年1月、県はこれらの漁協に、法に基づき5月31日を履行期限とする増殖命令を発出したところであります。

増殖命令の履行期限である5月31日を経過いたしましたので、現在、県では各漁業権者に6月30日までに命令の履行状況について報告するよう求めているところであります。

岡田晋委員

説明のあった増殖命令に従わず義務の不履行が確認された場合、県としてどのような手続で行政処分がなされるのか教えてください。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま委員より、増殖命令の不履行が認められた場合の今後の手続について御質問を頂きました。

県では、各漁協から提出されました報告内容を確認し、その結果、増殖命令を履行できていないと認められた場合は、漁業法に基づきまして、漁業権の取消しに向けた手続を開始することとなります。

具体的にはまず、知事から行政委員会でございます徳島県内水面漁場管理委員会に対し、漁業権の取消しについて諮問することになります。

続いて、知事から諮問を受けた徳島県内水面漁場管理委員会では、法に従って、関係者から直接意見聴取を行い、これまで提出された各種報告書類や意見聴取の結果等から総合的に判断し、知事に対し漁業権の取消しの適否について答申することとなっております。

知事は、この徳島県内水面漁場管理委員会からの答申を受け、最終的に様々なこれまでの資料等も参考にして、漁業権を取り消すか否かを決定するという流れとなります。

岡田晋委員

仮に吉野川の漁業権が取り消された場合にどんなことになるのか。また、その影響は大きいかと思います。県としては、どういった形でその対策をするのでしょうか。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま委員より、仮に吉野川の漁業権が取り消された場合の影響と、今後の対策という御質問を頂きました。

吉野川において、これまで漁業権に基づいて行われてきました水産動植物の管理漁業及び遊漁などの根拠は、もし漁業権が取り消された後は失われ、一般的に考えられることとしては、組合員が漁業権に基づき行ってまいりました網や竹筒を用いた水産動植物の採捕ができなくなるほか、漁連が定める遊漁規則に基づき発行されてまいりました遊漁者向けの遊漁券が発行されなくなり、遊漁者は徳島県漁業調整規則に抵触しない場合に限り、アユやアメゴを釣ることができます。

また、漁業権に基づくアユやアメゴなどの稚魚放流が行われなくなり、水産資源への影響が生じるものと考えております。

県では、漁業権が取り消された後は、徳島県漁業調整規則及び徳島県内水面漁場管理委員会指示等の規制により従来の秩序を維持していく必要があると考えております。これらの規則や委員会指示による規制について広く県民に周知するとともに、漁業監督吏員や水産資源保護監視員などによる巡回を強化してまいるようになると考えております。

今後、流域市町や河川管理者など関係者の方々とも協議しながら、吉野川の豊かな水産資源を残せるよう、適切な管理方法について検討してまいりたいと思います。

岡田晋委員

まだこの関連は続くんですが、時間が来ましたので次回の委員会ということで。

沢本勝彦委員長

それでは、ここで休憩いたしたいと思います。（14時43分）

沢本勝彦委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（14時53分）

それでは質疑をどうぞ。

古川広志委員

私も少しだけ。関連質問でターンテーブルについて一つだけお聞きします。

ターンテーブルは首都圏の情報発信拠点ですので、徳島の食文化、観光の魅力発信にしっかり取り組んでいってほしいと切にお願いをしておきたいと思います。

イベントの出張出店で3回、10万人ぐらいにPRしたというのはすごく大事だと思っていまして、こういうこともしっかり拡充してほしいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

今後の取組でも、魅力発信の強化と掲げていますので、どのような方針なのか教えてください。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ターンテーブルは首都圏の販売、魅力発信の拠点ということで運営しております、これまで施設の利用者数については累計で36万人を超えており、飲食販売部門の売上げでも、これまでに合計で24億円の効果が出ておりますから、今後も更なる効果が十分得られるよう運営者と連携を密に図りながら、徳島県の魅力発信について取り組んでいきたいと考えております。

古川広志委員

今後の取組で、魅力発信の強化ということでイベントが書かれていますけど、このあたりのことについてお聞きします。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ターンテーブルで実施します今年度のイベントにつきましては、食だけではなくて徳島の魅力発信の拠点としまして店内にサイネージを置き、今、観光のPR動画を常時放映しております。3月には、地球の歩き方徳島も発行されましたので、そちらをホテルの各部屋に設置しており、今年度はこれまで以上に徳島の観光と自然に触れる仕掛けを作っていきたいと考えております。

また、食文化、観光の情報をまるごと体験していただくために、県内のにし阿波やみなみ阿波の特産品を使った料理を味わっていただいたり、観光情報、文化等を発信していく、徳島ファンの創出を図っていきたいと考えております。

古川広志委員

繰り返しになりますけど、昨年度の実績の、イベントの出張出店、首都圏のイベントで

の取組もしっかりと拡充して、首都圏にある施設ですので、そういうところに力を入れていてほしいと、部を挙げて取り組んでほしいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

宿泊については、インバウンド需要の拡大と書かれていて、504人プラスで前年度比104%ということなんですかとも、部屋の稼働率みたいなのは分かりますか。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ターンテーブルの宿泊につきましては、ホステルが64床で、具体的にはドミトリーが20床、3階に20床と4階に20床、あとシングル、ツインとスペシャルの部屋という形になっておりまして、それぞれの稼働率につきましては、シングルは80.6%、ツインが57.4%、ドミトリーが67.9%、スペシャルが70.9%で、合計70%となっております。

古川広志委員

ホテルの平均的な稼働率が大体60%前後と言われているので、高いという印象を受けました。

あとインバウンドの拡充ということで、分かったら教えてほしいんですけど、インバウンドの方と国内の方の割合、比率は分かりますか。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

宿泊につきましては、約7割がインバウンドのお客様と聞いております。

ランチとか物販につきましては、特にランチは周辺のビジネス街のお客様が中心で、ディナーにつきましては、もう少し広い範囲からお客様が来られている状況でございます。

古川広志委員

宿泊は7割がインバウンドの方ということで、インバウンド需要が多いんだろうと思っていたんですけど、かなり多いということで、インバウンドの方がどうやってターンテーブルを知った、泊まったかまでは把握されていないですね。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

宿泊されたお客様には、一部アンケート調査等々をしておりまして、SNS等で認知されたということも伺っております。

古川広志委員

SNSで知ったんでしょうね。

アンケートもしているということで、泊まっているお客様に余り聞いたりするのもあれかなと思うので、上手にアンケートとかもして、情報収集をお願いしたいと思います。

徳島に対する認識とか、徳島への誘客の手掛かりがつかめるように、このような情報収集も上手にアンケートして、7割がインバウンドの方ということなので、東京からどうやって徳島に持ってくるのかみたいなところも、どうにか探っていきたいと思っています。

農林水産部なので、そういう意識が低いかなと思うんですけれども、先ほども言ったように首都圏の情報発信拠点でありますし、全体で。今でもこのターンテーブルの全序的な連携の取組は続いていると思うので、しっかり連携して、そういうようなところをやって、農林水産部だからできるところは当然あっていいと思うんですけれども、農林水産部だからもったいないと感じるところも多いので、そのあたりしっかり連携して活用したりして、先ほど言ったような情報収集を是非やってほしいと思っていますので、よろしくお願ひします。

仁木啓人委員

それでは質問しますが、今日委員会で聞いていたら、多岐にわたる質問でいつもと違うなと思います。活発な委員会だなと思いました。

例えば乳牛の話とかであれば、コロナの時以来、全くなかったというのがあったりして、この話を聞いていましたら、僕は阿南選出の議員に囲まれてということで、沢本委員長のおじいさんが県議会議員を一番最初にされていた時に、県内の学校給食に初めて生乳を取り入れたのは沢本委員長のおじいさんの手柄だったような、そんな議事録を見たことがあります。委員長なので質問できないと思いますが、しっかりやってくれと思っていると思います。代弁しておきたいと思います。

乳牛は搾らなかつたら調子が悪くなるので、だから消費がネックになってくると思います。岸本委員がおっしゃっていた部分も含めて、消費に向けて鋭意頑張っていただきたいと思います。

私からは、ターンテーブルの件について、報告に沿って質問したいと思うんですけれども、最初に立場的に申し上げておきますと、ターンテーブルが要らないのではみたいな議論が過去にありました。

いっぱいやられた時もあるし、例えば更新の時期や様々な時期がありましたけど、その時は表の中の利用者数と収支状況の部分しか出てきていなかったわけです。

だからこれだけだったら、本来ターンテーブルを県としてやるべき目的は何かといったときに、県が家賃を半額にして転貸することに、3,000万円の経費を何で出しているかといったら、食のPRだと。ターンテーブルを通じて県産食材の產品がいかに東京、また関東圏に出回るかを目的としたものであると、ずっと説明を受けていましたから、資料1の3段目、ターンテーブルがきっかけとなって県産食材等の取引につながった売上額を出さなかつたら分からぬということで、それ以降こうやって出していただいているわけだと思います。

本来、収支状況については、委員会に出さなくてもいいと思うんです。なぜなら転貸しで、家賃については会社が3,000万円払っているわけなので、その部分について、会社の経営状況は悪化しようがしなかろうが、それは会社の経営者の責任だということになってくると思うので、経営状況が悪いとか良いとかいうところについての議論は、私はこれまで余りしてきませんでした。

しかしながら、そろそろ2期目が終わって更新の時期、3期目に入るか入らないかという状況になってきます。

だから、そういう時期になったら、契約を継続するのかどうか、また予算を継続するの

かどうかという議論については、今の経営状況も見ていかなければいけないと思うわけです。

端的に言えば、令和6年度の運営状況は増収なんだけど減益で、これは物価上昇が一つの原因なのか、それとも販売費及び一般管理費の何の部分なのかとなってくるわけですけれども。この中で私が気になるのは、売上原価が対前年比100%と変わらない状況の中で、上の2段の宿泊と飲食・物販が増収になっているということは、物価高で原料仕入れが上がったのではなくて、その下の部分の入会費若しくは販管費が上がっていることになります。

例えば、消費税であれば売上げに掛かってきますけれども、法人税とかでいえば利益に掛かってくるわけなので、一定の企業努力があって、一定程度、売上げが上がれば利益の部分については、経費面の圧縮など様々なやり方でプラスにすることも可能だと思います。

だから、ここ部分については経営努力になってくる。売上げが上がっているけれども、その部分がこういった形でマイナスになってきているというのは、一体どういう状況なのかが、私は気になるんです。

だから、売上げの増収であって、利益の減益の部分について、これは事業をこのまま継続していく、ホステルと飲食・物販とを両立できるような状況なのかを教えていただきたいと思います。

新居みどり 戦略推進課販売・物流支援室長

先ほど御説明いたしましたとおり、ターンテーブルの收支につきましては入会費と光熱水費が高騰しております、それに対応するターンテーブル側の対応といたしまして、宿泊と飲食の値段を1割程度見直して、上げております。

具体的には、飲食につきましては、日替わりランチが1,705円であったものを16%上げまして1,980円に値上げしております。あと夜の単品ですが、野菜のビュッフェですと1,430円を1,540円と7%引き上げているところでございます。

宿泊につきましては時期により単価がばらつくんですが、最低価格でいきますと、ドミトリーが7,000円から8,500円、シングルが1万5,000円から1万7,000円と値上げしているところでございます。

これに応じて、宿泊につきましてはインバウンド需要も上がりましたので、お客様については増えており収益は上がっていると思いますが、飲食、特にランチのお客様が大幅に500人以上減少しておりますので、結果的にマイナスになったということでございます。

我々の考えとしては、東京といえどもランチの特色あるメニューづくりはこの値段では、あるいはPRしないと、集客がなかなかこれ以上伸びないのかなと思っております。県といたしましても、ターンテーブルのPRにつきまして、魅力発信のイベントを通じましてPRして、集客につなげていけたらと考えております。

仁木啓人委員

伸び悩みが予想されるということは、経営する方としても、しんどいという見立てでいらっしゃると、今のお話では聞き取れるんです。

だからそういう状況の中で、経営を無理してやりたいという状況になっていくのか、そ

れとも、実は経費をもっと圧縮したら利益が出るんですけど、税金対策なんですという話なのか、本質をきちんと見極めてもらったほうがいいと思うんです。それで継続するかしないかを、きちんと教えていただいたほうがいいかと思います。

あからさまに止めろとは言いませんが、見方を変えていただいたら、この下の3段目の、ターンテーブルがきっかけとなって県産食材等の取引につながった売上額が担保できればいい話なのではないかというところなんです。

事業継続しているときは、これが担保できればいいのではないかだけは言いませんけど、継続も見据えた中で今後を考えいくんだったら、ここの部分をどう継続していくかという事業の新たなやり方は、ありでないかと思います。

例えば、ホステルをやる部分と飲食をやる部分、今やってくれているところが重荷になっていて、続けていけないというんであれば、全体予算6,000万円ですけれども、今の3,000万円の部分をそのために利用していると、年間投資を積んでいるという話なのであれば、3,000万円を物販ができる拠点、例えばホステルもない、飲食物販もないところで何か物販してもらうみたいな、そういう新しいやり方もできると思うんです。

だから、関東圏や首都圏に対しての食の供給、県産品のPRの部分の事業を継続すべきだと私も思いますから、その点、内部でしっかりと契約に際する議論、内部だけでなく、今の経営の方とも丁寧に実情をお話ししてもらって、そういった新たな部分をやっていかれたらと思います。

経営されている人がしんどいという話なのであれば、ターンテーブルの役割は一旦終わったというか完了したのではないかという部分にもなってくると思いますので、しっかりとそれを分析していただいて、前を向いて進んでいっていただきたいと申し上げておきたいと思います。

もう一つ、いわゆる食肉センターの関係ですけれども、徳島市立食肉センターの関係というよりかは、欧州、欧米向けに出せると場というのが、中四国ではないですね。全く今は状況なんです。

欧州、欧米に向けて、徳島県もフランスに出している、欧米に出している状況で、戦略の中でやっているわけなんですけれども、それをどこでやっているかと言いましたら、これはずっと議論していますから、先に説明しておきますけど、京都は欧州、欧米に持つていけるから、京都のと場に持つていっているわけです。

そこへ大体月2頭ぐらいしか持つていけないことも、過去の答弁からずっと言っています。積上げですから。

実際のところ、月に2頭しか欧州、欧米に行っていないわけです。だからここの部分で、中長期的に県が出しているEU向け、アメリカ向けの部分について、どのようにしていくのか。

中長期的にはこうする、短期的にはこの手でいくというような部分がなかったら、せっかく県がいろいろと事業をして、その分の予算を使ってやっている話なので、その点、どのように中長期的、短期的にしていくのか教えていただければと思います。

福見畜産振興課長

ただいま仁木委員より、中長期的な取組についての御質問を頂きました。

これまで県におきましては、加速化する経済のグローバル化を踏まえまして、海外市場を見据えた安全安心な畜産物、県産畜産物のブランド強化を図るため、国際的に通用するJGAP畜産を必要要件とした、とくしま三ツ星ビーフ認定制度を令和元年に創設し、欧米でも評価の高いサステナブルな取組であるJGAPを土台として販路拡大を行い、令和3年3月に米国へ初輸出を実現し、令和4年1月には欧州へ初輸出が実現したところでございます。

現地でのセミナー、試食会の開催や、現地食肉卸売業者、シェフの産地見学を行いながら、これまで米国へは約2,700kg、欧州へは約500kgを輸出しているところでございます。

委員お話しのとおり、現状、県内には欧州、米国に向けての施設が存在しないため、他府県の施設を活用して輸出している状況となっております。

そのため、欧州、米国に向けた短期的な対策としましては、輸出を希望する県内生産者へのサポートとしまして、他府県の欧州、米国向けの食肉処理施設の活用情報について提供していくとともに、生産者から要望がある輸出に関する講習会の開催など、県内畜産物の輸出の活性化につながる取組を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、中期的な対策としましては、県内での欧州、米国向けの食肉処理施設の整備になってくると思われますが、このことにつきましては、現在、長期的な視点で検討を行っております徳島市立食肉センターの再編整備と重なってくると思われます。

まず、施設設置者でございます徳島市を中心に、施設利用者や食肉関連事業者など、事業者間におきまして組織運営体制について議論を重ねていただき、当事者間での協議の場が設定された暁には、県として積極的に議論に参加しまして、県内における徳島市立食肉センターの再編整備に向けた議論を進めてまいりたいと考えております。

仁木啓人委員

私が過去から思っていたのは、長期的には、今おっしゃっていたように、徳島市が徳島市立食肉処理センターの建て替えの中でやっていくのが一番いいんだろうと思いましたけど、なかなか進んでいない状況の中で、機運を逃がさないという部分で言えば、中期的、短期的に落とし込んでいかなければいけないのではないかと思います。

中期的には何かといったら、ハラールをやっているところの一つの投資効果額を見てみたら、大体12億円ぐらいの話になるんです。12億円ぐらいの予算があれば、結局この部分というのは欧州、米国向けにできるわけなんです。小さい規模だったとしたら。

この部分は、県としてやってもいいのではないかというのは聞きませんけど、中期的にはそれも一つの案だと僕は思うんです。

短期的には、今おっしゃっていましたように、県外でと殺する情報を与えてくれるのもいいんですけども、県外へ出でていって、なぜ京都でという話です。なぜ京都かといったら、公設公営でやっているからこそ、処理賃というか割増賃金が見合うと。輸送コストも掛かる中で見合うのは、どこかというと、そうなってくるわけです。ただし、公設でやるとなったら、なかなか頭数が、枠が確保できない部分があります。

そうしたら、民間になるわけです。民間の土壤になるわけで、県外にもあります。ただし、そうなったら割高になるわけです。

だから輸送コストと処理料の部分とで見合うか見合わないかでいうと、見合わないよう

になってくるからこそ、短期的な部分で民間のところに行くのに足踏みをしてしまう。そうしているうちに機運が下がっていしまったら、本末転倒になってくるのではないかと思うわけなんです。

民間努力だろうとおっしゃるわけですけれども、欧州、米国について、元々この戦略はなかった中で、J G A P を取得した上で、県が推進した上で、どんどんやっていく。処理施設はない。こういう状況になってきたら、何らか短期的には情報提供のみならず、積極的な支援も含めて検討していってもららうべきと私は思っているところですから、その点、今後の検討課題としてしっかりと考えていただきたいと述べさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

福見畜産振興課長

ただいま仁木委員より、欧州、米国向けの輸出に係る支援について、県として検討を願えないかという御質問を頂きました。

米国、欧州向けに牛肉を輸出する際には、先ほどの委員のお話のとおり、県内に認定処理施設が無いため、県外の食肉処理施設を経由して海外に輸出することとなっております。

そのため、輸出する事業者におきましては、県外の食肉処理施設まで家畜を搬送する経費に加えまして、県外の食肉処理施設におけるカッティング経費が重なることにより、事業者に負担が掛かっていることを認識しているところでございます。

今後、米国、欧州向けの輸出拡大を図っていくためには、県外食肉処理施設の活用により、事業者の負担となっている経費節減に対する対応が必要になってくると考えております。

このような状況を鑑みまして、県としましては、これまでの輸出に伴う生産振興やブランド力強化、プロモーション活動に加えまして、輸出による県外の食肉処理施設活用に伴う課題についても、他県の都道府県の状況も調査しながら情報収集に努めるとともに、県内の生産者が輸出しやすい仕組みを構築してまいりたいと考えております。

仁木啓人委員

是非とも御検討をお願いしたいと述べさせていただきます。

先ほど岡田委員がおっしゃっていた漁業権の関係、私も過去から気になっております。

漁業権を一回無くしたら、もう二度とほぼ漁業権復活はないのです。これが無法地帯になんてもいいのかと、私はその感覚もあります。

だからこそその部分についても、しっかりといろんな多局面から考えていただきたいということも含めて申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

沢本勝彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、第13号

以上で農林水産部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（15時25分）